- 搬送業者との守秘義務に関する契約
- 外部保存を委託する医療機関等は保存を受託する機関、搬送業者に対して個人情報保護法を順守させる管理義務を負う。従って両者の間での責任分担を明確化するとともに、守秘義務に関する事項等を契約上明記すること。

(2) 診療録等の外部保存を受託する機関内における個人情報保護

外部保存を受託する機関が、委託する医療機関等からの求めに応じて、保存を受託 した診療録等における個人情報を検索し、その結果等を返送するサービスを行う場合 や、診療録等の記録された可搬媒体の授受を記録する場合、受託する機関に障害の発 生した場合等に、診療録等にアクセスをする必要が発生する可能性がある。このよう な場合には、次の事項に注意する必要がある。

(1) 外部保存を受託する機関における医療情報へのアクセスの禁止

診療録等の外部保存を受託する機関においては、診療録等の個人情報の保護を厳格 に行う必要がある。受託する機関の管理者であっても、受託した個人情報に、正当な 理由なくアクセスできない仕組みが必要である。

② 障害発生時のアクセス通知

診療録等を保存している設備に障害が発生した場合等で、やむをえず診療録等にアクセスをする必要がある場合も、医療機関等における診療録等の個人情報と同様の秘密保持を行うと同時に、外部保存を委託した医療機関等に許可を求めなければならない。

③ 外部保存を受託する機関との守秘義務に関する契約

診療録等の外部保存を受託する機関は、法令上の守秘義務を負っていることからも、 委託する医療機関等と受託する機関、搬送業者との間での責任分担を明確化するとと もに、守秘義務に関する事項等を契約に明記する必要がある。

④ 外部保存を委託する医療機関等の責任

診療録等の個人情報の保護に関しては、最終的に診療録等の保存義務のある医療機関等が責任を負わなければならない。従って、委託する医療機関等は、受託する機関における個人情報の保護の対策が実施されることを契約等で要請し、その実施状況を監督する必要がある。

D. 推奨されるガイドライン

Cの最低限のガイドラインに加えて以下の対策をおこなうこと。

外部保存実施に関する患者への説明

診療録等の外部保存を委託する医療機関等は、あらかじめ患者に対して、必要に応じて患者の個人情報が特定の受託機関に送られ、保存されることについて、その安全性やリスクを含めて院内掲示等を通じて説明し、理解を得る必要がある。

① 診療開始前の説明

患者から、病態、病歴等を含めた個人情報を収集する前に行われるべきであり、外 部保存を行っている旨を、院内掲示等を通じて説明し理解を得た上で、診療を開始す るべきである。

患者は自分の個人情報が外部保存されることに同意しない場合は、その旨を申し出なければならない。ただし、診療録等を外部に保存することに同意を得られなかった場合でも、医師法等で定められている診療の応召義務には何ら影響を与えるものではなく、それを理由として診療を拒否することはできない。

② 外部保存終了時の説明

外部保存された診療録等が、予定の期間を経過した後に廃棄等により外部保存の対象から除かれる場合には、診療前の外部保存の了解をとる際に合わせて患者の了解を得ることで十分であるが、医療機関等や外部保存を受託する機関の都合で外部保存が終了する場合や受託機関の変更がある場合には、改めて患者の了解を得る必要がある。

③ 患者本人に説明をすることが困難であるが、診療上の緊急性がある場合

意識障害や認知症等で本人への説明をすることが困難な場合で、診療上の緊急性がある場合は必ずしも事前の説明を必要としない。意識が回復した場合には事後に説明をし、理解を得ればよい。

④ 患者本人の同意を得ることが困難であるが、診療上の緊急性が特にない場合

乳幼児の場合も含めて本人の同意を得ることが困難で、緊急性のない場合は、原則として親権者や保護者に説明し、理解を得る必要がある。親権者による虐待が疑われる場合や保護者がいない等、説明をすることが困難な場合は、診療録等に、説明が困難な理由を明記しておくことが望まれる。

付則 1.3 責任の明確化

A. 制度上の要求事項

「外部保存は、診療録等の保存の義務を有する病院、診療所等の責任において行うこと。 また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。」

(外部保存改正通知 第2 1 (4))

B. 考え方

診療録等を電子的に記録した可搬媒体で外部の機関に保存する場合であっても、責任に対する考え方は「4.1 医療機関等の管理者の情報保護責任について」や「4.2 責任分界点について」と同様に整理する必要がある。

これらの考え方に則れば、実際の管理や部分的な説明の一部を委託先の機関や搬送業者との間で分担して問題がないと考えられる。

また、万が一事故が起きた場合に、患者に対する責任は、4.1 における事後責任となり、 説明責任は委託する医療機関等が負うものであるが、適切に善後策を講ずる責任を果たし、 予め 4.2 の責任分界点を明確にしておけば受託する機関や搬送業者等は、委託する医療機関 等に対して、契約等で定められた責任を負うことは当然であるし、法令に違反した場合はそ の責任も負うことになる。

具体的には、以下についての対応が求められる。

- (1) 通常運用における責任の明確化
- (2) 事後責任の明確化

C. 最低限のガイドライン

(1) 通常運用における責任の明確化

① 説明責任

利用者を含めた保存システムの管理運用体制について、患者や社会に対して十分に説明する責任については、委託する医療機関等が主体になって対応するという前提で、個人情報の保護について留意しつつ、実際の説明を、搬送業者や委託先の機関にさせることは問題がない。

② 管理責任

媒体への記録や保存等に用いる装置の選定、導入、及び利用者を含めた運用及び管理等に関する責任については、委託する医療機関等が主体になって対応するという前提で、個人情報の保護について留意しつつ、実際の管理を、搬送業者や受託する機関に行わせることは問題がない。

③ 定期的に見直し必要に応じて改善を行う責任

可搬媒体で搬送し、外部に保存したままにするのではなく、運用管理の状況を定期 的に監査し、問題点を洗い出し、改善すべき点があれば改善していかなくてはならない。 従って、医療機関等の管理者は、現行の運用管理全般の再評価・再検討を常に心が けておく必要がある。

(2) 事後責任の明確化

診療録等の外部保存に関して、委託する医療機関等、受託する機関及び搬送業者の間で「4.2 責任分界点について」を参照しつつ、管理・責任体制を明確に規定して、次に掲げる事項を契約等で交わすこと。

- 委託する医療機関等で発生した診療録等を、外部機関に保存するタイミングの決定と一連の外部保存に関連する操作を開始する動作
- ・ 委託する医療機関等と搬送 (業) 者で可搬媒体を授受する場合の方法と管理方法
- 事故等で可機媒体の搬送に支障が生じた場合の対処方法
- 搬送中に情報漏えいがあった場合の対処方法
- 受託する機関と搬送(業)者で可搬媒体を授受する場合の方法と管理方法
- ・ 受託する機関で個人情報を用いた検索サービスを行う場合、作業記録と監査方法、 取扱い従業者等の退職後も含めた秘密保持に関する規定、情報漏えいに関して患 者からの照会があった場合の責任関係
- ・ 受託する機関が、委託する医療機関等の求めに応じて可機媒体を返送することが できなくなった場合の対処方法
- 外部保存を受託する機関に、患者から直接、照会や苦情、開示の要求があった場合の対処方法

付則 1.4 外部保存契約終了時の処理について

診療録等が高度な個人情報であるという観点から、外部保存を終了する場合には、委託する医療機関等及び受託する機関双方で一定の配慮をしなくてはならない。

なお、注意すべき点は、診療録等を外部に保存していること自体が院内掲示等を通じて説明され、 患者の同意のもとに行われていることである。

これまで、医療機関等の内部に保存されて来た診療録等の保存に関しては、法令に基づいて行われるものであり、保存の期間や保存期間終了後の処理について患者の同意をとってきたわけではない。しかし、医療機関等の責任で実施される診療録等の外部保存においては、個人情報の存在場所の変更は個人情報保護の観点からは重要な事項である。

外部保存の開始には何らかの期限が示されているはずであり、外部保存の終了もこの前提に基づいて行われなければならない。期限には具体的な期日が指定されている場合もありえるし、一連の診療の終了後○○年といった一定の条件が示されていることもありえる。

いずれにしても診療録等の外部保存を委託する医療機関等は、受託する機関に保存されている診療録等を定期的に調べ、終了しなければならない診療録等は速やかに処理を行い、処理が厳正に執り行われたかを監査する義務を果たさなくてはならない。また、受託する機関も、委託する医療機関等の求めに応じて、保存されている診療録等を厳正に取扱い、処理を行った旨を委託する医療機関等に明確に示す必要がある。

当然のことであるが、これらの廃棄に関わる規定は、外部保存を開始する前に委託する医療機関等と受託する機関との間で取り交わす契約書にも明記をしておく必要がある。また、実際の廃棄に備えて、事前に廃棄プログラム等の手順を明確化したものを作成しておくべきである。

委託する医療機関等及び受託する機関双方に厳正な取扱いを求めるのは、同意した期間を 超えて個人情報を保持すること自体が、個人情報の保護上問題になりうるためであり、その ことに十分なことに留意しなければならない。

また、患者の個人情報に関する検索サービスを実施している場合は、検索のための台帳やそれに代わるもの、及び検索記録も機密保持できる状態で廃棄しなければならない。

更に、委託する医療機関等及び受託する機関が負う責任は、先に述べた通りであり、可搬 媒体で保存しているからという理由で、廃棄に伴う責任を免れるのものではないことには十 分留意する必要がある。

付則2 紙媒体のままで外部保存を行う場合

紙媒体とは、紙だけを指すのではなく、X線フィルム等の電子媒体ではない物理媒体も含む。検査技術の進歩等によって、医療機関等では保存しなければならない診療録等が増加しており、その保存場所の確保が困難な場合も多い。本来、法令に定められた診療録等の保存は、証拠性と同時に、有効に活用されることを目指すものであり、整然と保存されるべきものである。

一定の条件の下では、従来の紙媒体のままの診療録等を当該医療機関等以外の場所に保存することが可能になっているが、この場合の保存場所も可搬媒体による保存と同様、医療機関等に限定されていない。

しかしながら、診療録等は機密性の高い個人情報を含んでおり、また必要な時に遅滞なく 利用できる必要がある。保存場所が当該医療機関等以外になることは、個人情報が存在する 場所が拡大することになり、外部保存に係る運用管理体制を明確にしておく必要がある。ま た保存場所が離れるほど、診療録等を搬送して利用可能な状態にするのに時間がかかるのは 当然であり、診療に差し障りのないように配慮しなければならない。

さらに、紙やフィルムの搬送は注意深く行う必要がある。可搬媒体は内容を見るために何らかの装置を必要とするが、紙やフィルムは単に露出するだけで、個人情報が容易に漏出するからである。

付則 2.1 利用性の確保

A. 制度上の要求事項

「診療録等の記録が診療の用に供するものであることにかんがみ、必要に応じて直ちに利用できる体制を確保しておくこと。」

(外部保存改正通知 第2 2 (1))

B. 考え方

一般に、診療録等は、患者の診療や説明、監査、訴訟等のために利用するが、あらゆる場合を想定して、診療録等をいつでも直ちに利用できるようにすると解釈すれば、事実上、外部保存は不可能となる。

診療の用に供するという観点から考えれば、直ちに特定の診療録等が必要な場合としては、 継続して診療を行っている患者等、緊急に必要になることが容易に予測される場合が挙げら れる。具体的には、以下についての対応が求められる。

- (1) 診療録等の搬送時間
- (2) 保存方法及び環境

C. 最低限のガイドライン

(1) 診療録等の搬送時間

外部保存された診療録等を診療に用いる場合、搬送の遅れによって診療に支障が生 じないようにする対策が必要である。

① 外部保存の場所

搬送に長時間を要する機関に外部保存を行わないこと。

② 複製や要約の保存

継続して診療をおこなっている場合等で、緊急に必要になることが予測される診療 録等は内部に保存するか、外部に保存する場合でも、診療に支障が生じないようコピーや要約等を内部で利用可能にしておくこと。

また、継続して診療している場合であっても、例えば入院加療が終了し、適切な退院時要約が作成され、それが利用可能であれば、入院時の診療録等自体が緊急に必要になる可能性は低下する。ある程度時間が経過すれば外部に保存しても診療に支障をきたすことはないと考えられる。

(2) 保存方法及び環境

① 診療録等の他の保存文書等との混同防止

診療録等を必要な利用単位で選択できるよう、他の保存文書等と区別して保存し、 管理しなければならない。

② 適切な保存環境の構築

診療録等の劣化、損傷、紛失、窃盗等を防止するために、適切な保存環境・条件を構築・維持しなくてはならない。

付則 2.2 個人情報の保護

A. 制度上の要求事項

「患者のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護が担保されること。」 (外部保存改正通知 第2 2 (2))

B. 考え方

個人情報保護法が成立し、医療分野においても「医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱いのためのガイドライン」が策定された。医療において扱われる健康情報は極 めてプライバシーに機微な情報であるため、上記ガイドラインを参照し、十分な安全管理策 を実施することが必要である。

診療録等が医療機関等の内部で保存されている場合は、医療機関等の管理者(院長等)の 統括によって、個人情報が保護されている。しかし、紙やフィルム等の媒体のままで外部に 保存する場合、委託する医療機関等の管理者の権限や責任の範囲が、自施設とは異なる他施 設に及ぶために、より一層の個人情報保護に配慮が必要である。

なお、患者の個人情報の保護等に関する事項は、診療録等の法的な保存期間が終了した場合や、外部保存を受託する機関との契約期間が終了した場合でも、個人情報が存在する限り配慮される必要がある。また、バックアップ情報における個人情報の取扱いについても、同様の運用体制が求められる。

具体的には、以下についての対応が求められる。

- (1) 診療録等が搬送される際の個人情報保護
- (2) 診療録等の外部保存を受託する機関内における個人情報保護

C. 最低限のガイドライン

(1) 診療録等が搬送される際の個人情報保護

診療録等の搬送は遺失や他の搬送物との混同について、注意する必要がある。

① 診療録等の封印と遺失防止

診療録等は、目視による情報の漏出を防ぐため、運搬用車両を施錠したり、搬送用ケースを封印すること。また、診療録等の授受の記録を取る等の処置を取ることによって、その危険性を軽減すること。

② 診療録等の搬送物との混同の防止

他の搬送物との混同が予測される場合には、他の搬送物と別のケースや系統に分けたり、同時に搬送しないことによって、危険性を軽減すること。

③ 搬送業者との守秘義務に関する契約

診療録等を搬送する業者は、個人情報保護法上の守秘義務を負うことからも、委託 する医療機関等と受託する機関、搬送業者の間での責任分担を明確化するとともに、 守秘義務に関する事項等を契約上、明記すること。

(2) 診療録等の外部保存を受託する機関内における個人情報保護

診療録等の外部保存を受託する機関においては、委託する医療機関等からの求めに 応じて、診療録等の検索を行い、必要な情報を返送するサービスを実施する場合、ま た、診療録等の授受の記録を取る場合等に、診療録等の内容を確認したり、患者の個 人情報を閲覧する可能性が生じる。

① 外部保存を受託する機関内で、患者の個人情報を閲覧する可能性のある場合

診療録等の外部保存を受託し、検索サービス等を行う機関は、サービスの実施に最 小限必要な情報の閲覧にとどめ、その他の情報は、閲覧してはならない。また、情報 を閲覧する者は特定の担当者に限ることとし、その他の者が閲覧してはならない。

さらに、外部保存を受託する機関は、個人情報保護法による安全管理義務の面から、 委託する医療機関等と搬送業者との間で、守秘義務に関する事項や、支障があった場 合の責任体制等について、契約を結ぶ必要がある。

② 外部保存を受託する機関内で、患者の個人情報を閲覧する可能性のない場合

診療録等の外部保存を受託する機関は、もっぱら搬送ケースや保管ケースの管理の みを実施すべきであり、診療録等の内容を確認したり、患者の個人情報を閲覧しては ならない。また、これらの事項について、委託する医療機関等と搬送業者との間で契 約を結ぶ必要がある。

③ 外部保存を委託する医療機関等の責任

診療録等の個人情報の保護に関しては、最終的に診療録等の保存義務のある医療機関等が責任を負わなければならない。従って、委託する医療機関等は、受託する機関における個人情報の保護の対策が実施されることを契約等で要請し、その実施状況を監督する必要がある。

D. 推奨されるガイドライン

外部保存実施に関する患者への説明

診療録等の外部保存を委託する医療機関等は、あらかじめ患者に対して、必要に応じて患者の個人情報が特定の受託機関に送られ、保存されることについて、その安全性やリスクを含めて院内掲示等を通じて説明し、理解を得る必要がある。

① 診療開始前の説明

患者から、病態、病歴等を含めた個人情報を収集する前に行われるべきであり、外部保存を行っている旨を、院内掲示等を通じて説明し理解を得た上で診療を開始するべきである。患者は自分の個人情報が外部保存されることに同意しない場合は、その旨を申し出なければならない。

ただし、診療録等を外部に保存することに同意を得られなかった場合でも、医師法 等で定められている診療の応召義務には何ら影響を与えるものではなく、それを理由 として診療を拒否することはできない。

② 外部保存終了時の説明

外部保存された診療録等が、予定の期間を経過した後に廃棄等により外部保存の対象から除かれる場合には、診療前の外部保存の了解をとる際に合わせて患者の了解を得ることで十分であるが、医療機関等や外部保存を受託する機関の都合で外部保存が終了する場合や、受託機関の変更がある場合には、改めて患者の了解を得る必要がある。

③ 患者本人に説明をすることが困難であるが、診療上の緊急性がある場合

意識障害や認知症等で本人への説明をすることが困難な場合で、診療上の緊急性がある場合は必ずしも事前の説明を必要としない。意識が回復した場合には事後に説明をし、理解を得ればよい。

④ 患者本人の同意を得ることが困難であるが、診療上の緊急性が特にない場合

乳幼児の場合も含めて本人の同意を得ることが困難で、緊急性のない場合は、原則 として親権者や保護者に説明し、理解を得る必要がある。親権者による虐待が疑われ る場合や保護者がいない等、説明をすることが困難な場合は、診療録等に、説明が困 難な理由を明記しておくことが望まれる。

付則 2.3 責任の明確化

A. 制度上の要求事項

「外部保存は、診療録等の保存の義務を有する病院、診療所等の責任において行うこと。 また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。」

(外部保存改正通知 第2 2 (3))

B. 考え方

診療録等を外部の機関に保存する場合であっても、責任に対する考え方は「4.1 医療機関等の管理者の情報保護責任について」や「4.2 責任分界点について」と同様に整理する必要がある。

これらの考え方に則れば、実際の管理や部分的な説明の一部を委託先の機関や搬送業者との間で分担して問題がないと考えられる。

また、万が一事故が起きた場合に、患者に対する責任は、4.1 における事後責任となり、 説明責任は委託する医療機関等が負うものであるが、適切に善後策を講ずる責任を果たし、 予め 4.2 の責任分界点を明確にしておけば受託する機関や搬送業者等は、委託する医療機関 等に対して、契約等で定められた責任を負うことは当然であるし、法令に違反した場合はそ の責任も負うことになる。

具体的には、以下についての対応が求められる。

- (1) 通常運用における責任の明確化
- (2) 事後責任の明確化

C. 最低限のガイドライン

(1) 通常運用における責任の明確化

① 説明責任

利用者を含めた管理運用体制について、患者や社会に対して十分に説明する責任については委託する医療機関等が主体になって対応するという前提で、個人情報の保護について留意しつつ、実際の説明を、搬送業者や委託先の機関にさせることは問題がない。

② 管理責任

診療録等の外部保存の運用及び管理等に関する責任については、委託する医療機関等が主体になって対応するという前提で、個人情報の保護について留意しつつ、実際の管理を、搬送業者や受託する機関に行わせることは問題がない。

③ 定期的に見直し必要に応じて改善を行う責任

診療録等を搬送し、外部に保存したままにするのではなく、運用管理の状況を定期 的に監査し、問題点を洗い出し、改善すべき点があれば改善していかなくてはならな い。

従って、医療機関等の管理者は、現行の運用管理全般の再評価・再検討を常に心が けておく必要がある。

(2) 事後責任の明確化

診療録等の外部保存に関して、委託する医療機関等、受託する機関及び搬送業者の間で、「4.2 責任分界点について」を参照しつつ、管理・責任体制を明確に規定して、次に掲げる事項を契約等で交わすこと。

- 委託する医療機関等で発生した診療録等を、外部機関に保存するタイミングの決定と一連の外部保存に関連する操作を開始する動作
- 委託する医療機関等と搬送(業)者で診療録等を授受する場合の方法と管理方法
- 事故等で診療録等の搬送に支障が生じた場合の対処方法
- ・ 搬送中に情報漏えいがあった場合の対処方法
- ・ 受託する機関と搬送(業)者で診療録等を授受する場合の方法と管理方法。
- ・ 受託する機関で個人情報を用いた検索サービスを行う場合、作業記録と監査方法
- 取扱い従業者等の退職後も含めた秘密保持に関する規定、情報漏えいに関して患者から照会があった場合の責任関係
- 受託する機関が、委託する医療機関等の求めに応じて診療録等を返送することができなくなった場合の対処方法
- ・ 外部保存を受託する機関に、患者から直接、照会や苦情、開示の要求があった場合の対処方法

付則2.4 外部保存契約終了時の処理について

診療録等が高度な個人情報であるという観点から、外部保存を終了する場合には、委託する医療機関等及び受託する機関双方で一定の配慮をしなくてはならない。

なお、注意すべき点は、診療録等を外部に保存していること自体が院内掲示等を通じて説明され、患者の同意のもとに行われていることである。

これまで、医療機関等の内部に保存されて来た診療録等の保存に関しては、法令に基づいて行われるものであり、保存の期間や保存期間終了後の処理について患者の同意をとってきたわけではない。しかし、医療機関等の責任で実施される診療録等の外部保存においては、個人情報の存在場所の変更は個人情報保護の観点からは重要な事項である。

外部保存の開始には何らかの期限が示されているはずであり、外部保存の終了もこの前提に基づいて行われなければならない。期限には具体的な期日が指定されている場合もありえるし、一連の診療の終了後○○年といった一定の条件が示されていることもありえる。

いずれにしても診療録等の外部保存を委託する医療機関等は、受託する機関に保存されている診療録等を定期的に調べ、終了しなければならない診療録等は速やかに処理を行い、処理が厳正に執り行われたかを監査する義務を果たさなくてはならない。また、受託する機関も、委託する医療機関等の求めに応じて、保存されている診療録等を厳正に取扱い、処理を行った旨を委託する医療機関等に明確に示す必要がある。

当然のことであるが、これらの廃棄に関わる規定は、外部保存を開始する前に委託する医療機関等と受託する機関との間で取り交わす契約書にも明記をしておく必要がある。また、実際の廃棄に備えて、事前に廃棄プログラム等の手順を明確化したものを作成しておくべきである。

委託する医療機関等及び受託する機関双方に厳正な取扱いを求めるのは、同意した期間を 超えて個人情報を保持すること自体が、個人情報の保護上問題になりうるためであり、その ことに十分なことに留意しなければならない。

また、患者の個人情報に関する検索サービスを実施している場合は、検索のための台帳やそれに代わるもの、及び検索記録も機密保持できる状態で廃棄しなければならない。

更に、委託する医療機関等及び受託する機関が負う責任は、先に述べた通りであり、紙媒体で保存しているからという理由で、廃棄に伴う責任を免れるのものではないことには十分留意する必要がある。

144

表1 一般管理における運用管理の実施項目例

	運用管理規程文例		・対象者は、情報ンネーな扱う全ての利用者である。 ・対象ンネームは、電子カルデンステム、オーダエンドリンステム、画像管理システム は、・・である。 ・対象情報は、全ての診療に関する情報である。	当病的に情報シストと簡単者を表す。所保をもててれただること。 ・特別に体表すること。 ・情報システムを円滑に適用するため、情報システムに関する適用を担当する責 任者・以にて適用性を指したり、存職でした。 ・情報システムに関する意用を担当する。 ・情報システムに関するが扱いなが管理に関い必要な事項を審議するため、病院 ・情報システムに関するの数の、必が管理に関い必要な事項を審議するため、病院 ・特のシステムに関係システム管理委員を確定し、 ・情報システム管理委員会の運営については、別途定めること。 ・その他、この規程の実施に関い必要な事項がある場合については、情報システム 管理委員会の審議を経て、病院長がこれたどのること。		- 本規設が対象でする業務に携わる担当者は別表に定める通りとする。[別表に任務と担当者名を記載する]	・契約書、マニュアル等の文書の管理については、別途規程を定めること。	(権利ンテムを円状に置けるため、権勢ンステムに関する監査を担当する買 性者(以下「監査責任者」という、定備でこと。 ・監査責任者は成功を指すがこからものの他、別に定めること。 ・監査責任者は成功をが出すがこと。 ・監査指表の様式的では、「ののの他」別に定めること。 ・監査指表の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直与に必要な措置 を関うること。 ・監査の内容については、情報システム管理委員会の審議を経て、病院長がこれ ・定金の内容については、情報システム管理委員会の審議を経て、病院長がこれ ・変配の再じついては、情報システム管理委員会の審議を経て、病院長がこれ ・変配の石をに、 ・情報システム管理者は必要な場合、臨時の監査を監査責任者に命ずること。	院内で監査体制を整えることができない場合、第三者監査機・電子保存システムの監査をXXXとの契約により毎年4回行い、監査結果の報告 関への監査技績を規程する
	運用的対策	・情報システムの安全管理に関する方針に基づき、本規程の 目的を述べる	な機体、対象に対して、対象価値を行わる	・ンテム管理者の任命規程・連用機任者の任命規程・連用機任者の任命規程・連営管理委員会の設置・連営管理委員会の設置	・院長がシステム管理者と運用責任者を兼ねる場合、その旨 を明認する	・作業担当者の限定を規程する	・別途定めてある文書管理規程に従うことを規程する	· 監査体制(監查の周期、監査結果の辞価・対応等)を規程 · 監査責任者の任命規程	・除内で監査体制を整えることができない場合、第三者監査・関への監査依頼を規程する。
A:医療機関の規模を問わない B:大/中規模病院 O:小規模病院、診療所	技術的対策								
Y B	実施項目 対	B 的	★	システム管理者・連用費 日任者の任命 任命の任命	JO	作業担当者の限定 A	契約権・マニュアル等の A な事権品	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	lo
	#程事項書号 運用管理項目	(a)		(G) (A)					

ff.			
* f			

	問合せ・苦情の受付窓口 の設置	A	・患者あるいは利用者からの問合せ・苦情受付窓口の設置 ・受付後の処置を規程	・患者又は利用者からの、情報システムについての問合せ・苦情を受け付ける窓口を設けること。 ・苦情受け付け後は、その内容を検討し、直ちに必要な措置を講じること。
	事故対策	A	·緊急時あるいは災害時の連絡、復旧体制並びに回復手段を 規程する	・情報システム管理者は、緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手順を 定め、非常時においても参照できるような媒体に保存し保管すること。
	利用者への周知法	A	・各種規程書、指示書、取扱説明書等の作成 ・定期的な利用者への教育、訓練	- 情報システム管理者は、情報システムの取扱いについてマニュアルを整備し、利用者に周知の止、終に利用可能な状態におくこと。 ・情報システム管理者は、情報システムの利用者に対し、定期的に情報システムの 取扱い及びプライバシー保護に関する研修を行うこと。
3	システム管理者や運用 責任者の責務	A	・機線、ソフトウェア導入時の機能確認 ・運用環境の受全性の確保と利用可能な状況の維持 ・情報の安全性の確保と利用可能な状況の維持 ・情報の組織時刊用の維持 ・不正利用の防止 ・利用者への教育、訓練 ・患者または利用者からの問合せ・苦情窓口設置	・情報システムに用いる機器及びソフトウェアを導入するに当たって、システムの機能を確認すること。 ・情報システムの機能要件に挙げられている機能が支障なく運用される環境を整備すること。 ・診療情報の安全性を確保し、常に利用可能な状態に置いておくこと。 ・機器やソフトウェアに変更があった場合においても、情報が継続的に使用できるよう維持すること。 ・管理者は情報システムの利用者の登録を管理し、そのアクセス権限を規程し、不正な利用を防止すること。 ・情報システムを正しく利用させるため、作業手順書の整備を行い利用者の教育と訓練を行うこと。 ・患者又は利用者からの、情報システムについての苦情を受け付ける窓口を設けること。
	監査責任者の責務	В	・監査責任者の役割、責任、権限を規程	・情報システムを円滑に運用するため、情報システムに関する監査を担当する責任者(以下「監査責任者)という。)を置くこと。 ・監査責任者の責務は本規程に定めるものの他、別に定めること。
		С	・第三者機関へ監査依頼している場合は、監査実施規程は不要・監査結果に対する対応を規程	・情報システムの監査をXXXとの契約により毎年4回行い、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講じること。
	利用者の責務	В	・自身の認証番号やパスワードあるいはICカード等の管理 ・利用時にシステム認証を必ず受けること ・確定機件の実施による人力情報への責任の明示 ・権限を超えたアクセスの禁止 ・目的外利用の禁止 ・ブライバシー侵害への配慮 ・システム異常、不正アクセスを発見した場合の速やかな運用 管理者へ通知	・利用者は、自身の認証番号やパスワードを管理し、これを他者に利用させないこと。 ・利用者は、情報システムの情報の参照や入力(以下「アクセス」という。)に際して、認証番号やパスワード等によって、システムに自身を認識させること。 ・利用者は、情報システムの情報の力に際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。 ・利用者は、争反られたアクセス権限を組えた操作を行わないこと。 ・利用者は、争保した情報を、目的外に利用しないこと。 ・利用者は、象保した情報を、目的外に利用しないこと。 ・利用者は、システムの異常を発見した場合、遠やかに適用責任者に連絡し、その指示に従うこと。 ・利用者は、・不正アクセスを発見した場合、遠やかに適用責任者に連絡し、その指示に従うこと。

			С		所在を明確にする ・目的外利用の禁止 ・プライパシー侵害への配慮	・利用者は、XXX、XXX、XXXである。 ・利用者は、参配した情報を、目的外に利用しないこと。 ・利用者は、患者のブライバンーを侵害しないこと。 ・利用者は、システムの異常を発見した場合、速やかに運用責任者に連絡し、その指示に従うこと。 ・利用者は、不正アクセスを発見した場合、速やかに運用責任者に連絡し、その指示に従うこと。
4		入退者の記録・識別、入 退の制限などの入退管 理		・IDカード利用による入退者の制限、名札着用の実施・PCの盗難防止チェインの設置・訪犯カメラの設置・施錠	・入退者の名簿記録と妥当性チェックなどの定期的チェック	・個人情報が保管されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所への入退者は名簿に記録を残すこと。 ・入退出の記録の内容について定期的にチェックを行うこと。
			С		・入退者の名簿記録と妥当性チェックなどの定期的チェック	・個人情報が保管されている機器の設置場所及び記録媒体の保存場所への入退 者は名簿に記録を残すこと。 ・入退出の記録の内容について定期的にチェックを行うこと。
		情報ンステムへのアクセ ス制限、記録、点検等の アクセス管理		認証を行う ・監査ログサーバを設置し、アクセ	・管理規則に則ったハードウェア・ソフトウェアの設定を行う ・アクセスできる診療録等の範囲を定め、そのレベルに沿った アクセス管理を行う ・誰が、いっ、誰の情報にアクセスしたかを記録し、定期的な 記録の確認を行う	・システム管理者は、職務により定められた権限によるデータアクセス範囲を定め、必要に応じてハードウェア・ソフトウェアの設定を行う。また、その内容に沿って、アクセス状況の確認を行い、監査責任者に報告をする。
			С		了時間、作業内容、作業対象を記載する ・システム管理者は定期的にシステム操作業務日誌をチェック	・システム管理者はシステム操作業務日誌を設置する。 ・システム操作者はシステム操作をおこなった場合、操作者氏名、作業開始時間、 作業格で時間、作業内容、作業対象を記載する。 ・システム管理者は定期的にシステム操作業務日誌をチェックし、記載内容の正当 性を評価する。
	•	個人情報の記録媒体の 管理(保管・授旻等)		・個人情報の記録媒体は、空調等 が完備された安全な部屋で保管する。 ・媒体の劣化を考慮し、定期的な パックアップを行う。	・保管、バックアップ作業を的確に行う	・保管、パックアップの作業に当たる者は、手順に従い行い、その作業の記録を残し、責任者の承認をうること。
		個人情報を含む媒体の 廃棄の規程	A	で破棄を行う	・情報機別ごとに破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従事者の特定、具体的な破棄 の方法を含めること	 ・個人情報を記した媒体の廃棄に当たっては、安全かつ確実に行われることを、システム管理者が作業前後に確認し、結果を記録に残すこと。
	i	リスクに対する予防、発 生時の対応	A		予防対策を行う	- 情報システム管理者は、業務上において情報漏えいなどのリスクが予想されるものに対し、運用管理規程の見直しを行う。また、事故発生に対しては、速やかに責任者に報告すること周知する。

		技術的と運用的対策の 分担を定めた文書の管理		・6章全般に基づいて取られる技術 的対策		・各システムはその設計時、運用開始時に技術的対策と運用による対策を、基準 適合チェックリストに記載し、必要時には第三者への説明に使える状態で保存する こと。 ・システムの保守時には、基準適合チェックリスト記載にしたがっていることを確認 すること。 ・システムの途時は、最新の基準適合チェックリストに従って、技術的対策と運用に よる対策の分担を見直すこと。
		無線LANの利用における 対策		・ステルスモード、ANY接続拒否設定、不正アクセス対策、暗号化を行う。	・利用者への規則の説明を行う ・電波発生機器の利用に当たっての規則を定める	・システム管理者は、無線LANアクセスポイントの設定状態を適宜確認すること。 ・システム管理者は、利用規則の院内関係者、利用可能性のある入院患者への説 明をすること。
	-	電子署名・タイムスタンプ に関する規程	Α	・電子証明書による電子署名環境 ・タイムスタンプ付与環境 ・電子署名の検証環境	・利用する電子証明書がガイドラインが求める信用性を有して いることを記載した文書の作成 ・署名が必要な文書に電子署名があることの確認手順の作成 ・ライムスタンプを付与する作業手順の作成 ・電子的な受領文書の電子署名検証手順の作成	・システム管理者は、電子署名、タイムスタンプに関する作業手順を定めること。 ・システム管理者は、電子的に受領した文書に電子署名が有る場合の、署名検証 手順を定めること。
\$	業務委託の安全 管理措置	委託契約における安全 管理に関する条項	^		・包括的な委託先の罰則を定めた就業規則等で裏付けられた 守秘契約を締結すること	・業務を当院外の所属者に委託する場合は、守秘事項を含む業務委託契約を結 ぶこと。契約の署名者は、その部門の長とする。また、各担当者は委託作業内容 が個人情報保護の観点から適正に且つ安全に行われていることを確認すること。
		システム改造及び保守 でのデータ参照	Α	・保守要員用のアカウントを設定する	・保守要員用のアカウントを確認する	・システム管理者は、保守会社における保守作業に関し、その作業者、作業内容、 につき報告を求め適切であることを確認する。必要と認めた場合は適時監査を行
					・保守作業等の情報システムに直接アクセスする作業の際には、作業者・作業内容・作業結果の確認を行うこと・・清掃など直接情報システムにアクセスしない作業の場合、定期的なチェックを行うこと	2.
					・保守契約における個人情報保護の徹底	·
				・保守作業におけるログの取得と保 存	・保守作業の安全性についてログによる確認	
		再委託における安全管 理	A		・委託先事業者が再委託を行うか否かを明確にし、再委託を 行う場合は委託先と同等の個人情報保護に関する対策及び 契約がなされていることを条件とすること	
6		持ち出し対象となる情報 および情報機器の規程	Α		・組織としてリスク分析を実施し、情報および情報機器の持ち出しに関する方針を運用管理規程で定めること	・システム管理者は、情報および情報機器の特ち出しに関リスク分析を行い、持ち出し対象となる情報および情報機器を規程し、それ以外の情報および情報機器 の持ち出しを禁止すること、持ち出し対象となる情報および情報機器は別表としてまとめ、利用者に公開すること。
		持ち出した情報および情報機器の運用管理規程	Α		・持ち出した情報および情報機器の管理方法を定めること・情報が格納された可搬媒体もしくは情報機器の所在を台帳を用いる等して把握すること	・情報および情報機器を持ち出す場合は、所属、氏名、連絡先、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間を別途定める書式でシステム管理者に届け出て、承記を得ること。 ・システム管理者は、情報が格納された可搬媒体および情報機器の所在について台帳に記録すること。そして、その内容を定期的にチェックし、所在状況を把握すること。

	Constitution of the Consti	待ち出した情報および情報機器への安全管理措置 関係を表現した情報を表現します。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である		を設定すること。 ・持ち出した情報機器をネットワークに接続したり、他の外部媒体を接	たり、足類的にバスワードを変更する等の措置を行うこと ・持ち出した情報を、例えばファイルを換り了・(Winny等) がインストールされた情報機器で取り扱わないこと。 医療機関等が管理する情報機器の場合は、このようなアプリケーションをインストールしないこと	・持ち出す情報機器について起動パスワードを設定すること。そのパスワードは推定しやすいものは避け、また定期的に変更すること。 特告出す情報機器について、ケイルス対象ソフトをインストールしておくこと。 ・持ち出した情報を、別途定められている以外のアプリケーションがインストールされた情報機器で取り扱わないこと、 ・特ち出した情報機器には、別途定められている以外のアプリケーションをインストールしないこと。
		盗難、紛失時の対応策	A	・情報に対して暗号化したりアクセスパスワードを設定する等、容易に内容を読み取られないようにすること。		・特ち出した情報および情報機器の盗難、紛失時には、速やかにシステム管理者 に届け出ること。 「届け出を受け付けたシステム管理者は、その情報および情報機器の重要度にし たがって、別途定めるとおり対応すること。
		従業員への周知徹底	А		知徹底し、教育を行うこと	・システム管理者は、情報および情報機器の持ち出しについてマニュアルを整備 し、利用者に周知の上、常に利用可能な状態におくこと。 ・システム管理者は、利用者に対し、情報および情報機器の持ち出しについて研修 を行うこと。また、研修時のテキスト、出席者リストを残すこと。
Ø		安全を技術的、運用的 面から確認する規程	A	・6.11章に基づいて取られる技術的 対策		システム管理者は、外部の機関と医療情報を交換する場合、リスク分析を行い、 安全に運用されるように別述定める技術的および運用的対策を講じること。 ・技術的対策が適切に実施され問題がないかを実験的に監査を行って確認するこ
	<u> </u>	責任分界点を定めた契 約文書の管理と契約状態の維持管理規程	A		- 医療機関等の間の情報通信に関連する医療機関等、通信 事業者やフテムインデクーラ、運用委託事業者、適隔保 守を行う機器保守会社など、関連組織の責任分界点、責任の 所在を契約書等で開催にすること またその契約状態を維持管理する規程を定めていること	「技術的対象が強切」と思念くらい地で上が前り上ませて170 に能ありると、 「外部の機関と医療情報を交換する場合、相手の医療機関等、通信事業者、運用 要託業者などとの間で、責任分界点や責任の所在を契約書等で明確にすること。 「上記契約状態が運切」に維持管理されているか定期的に監査を行って確認すること。
		リモートメンテナンスの基 本方針			・遠隔保守を行う機器保守会社との間で、責任分界点、責任 の所在を契約書等で明確にすること	
		モバイル端末等を使って 医療機関の外部から接 続する場合の運用管理 規程	A	策	・患者に情報を閲覧させる場合、情報の主体者となる患者等 へ危険性や提供目的の納得できる説明を実施し、FTご係る以 外の法的視拠等も含めた幅広い対策を立て、それぞれの責 任を明確にすること	
(8)	災害等の非常時 の対策	BCPの規程における医療情報システムの項	Α		医療サービスを提供し続けるためのBCPの一環として"非常時"と判断する仕組み、正常復帰時の手順を設けること。すなわち、判断するための基準、手順、判断者、をあらかじめ決めておくこと	・災害、サイバー攻撃などにより一部医療行為の停止など医療サービス提供体制 に支障が発生する非常時の場合、別途定める事業継続計画(BCP)にしたがって運 用を行うこと。 ・どのような状態を非常時と見なすかについては、別途定める基準、手順に従って システム管理者が判断すること。
		非常時の機能と運用規 程	Α	・技術的な非常時用機能	・正常復帰後に、代替手段で運用した間のデータ整合性を図る規約 ・「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の管理手順	ノヘノム製煙型が判別するLCc
		報告先と内容一覧	Α		サイバー攻撃で広範な地域での一部医療行為の停止など医	・災害、サイバー攻撃などにより一部医療行為の停止など医療サービス提供体制 に支障が発生した場合、別途定める一覧の連絡先に連絡すること。
9	教育と訓練	マニュアルの整備	A			・システム管理者は、情報システムの取扱いについてマニュアルを整備し、利用者 に周知の上、常に利用可能な状態におくこと。 ・システム管理者は、情報システムの利用者に対し、定期的に情報システムの取扱 い及びプライバシー保護に関する研修を行うこと。また、研修時のテキスト、出席者 リストを残すこと。

		定期または不定期なシ ステムの取り扱い及びプ ライパシー保護に関する 研修	1	・定期または不定期な電子保存システムの取扱及びプライバシー保護に関する教育、研修	
		従事者に対する人的安 全管理措置	A	・守秘契約、業務規程 ・退職後の守秘規程 ・規程遵守の監査	・本院の業務従事者は在職中のみならず、退職後においても業務中に知った個人情報に関する守秘職務を負う。
10	監査		В	・定期的な監査の実施 ・監査責任者の任命、役割、責任、権限を規程 ・監査結果の検討、規程見直しといった手順の規程	・情報システムを円滑に運用するため、情報システムに関する監査を担当する責任者(以下「監査責任者」という。)を置くこと。 ・監査責任者の責務は本規程に定めるものの他、別に定めること。 ・監査責任者は病院長が指名すること。 ・情報システム管理者は、監査責任者に毎年4回、情報システムの監査を実施させ、監査指令、報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講じること。 ・監査の内容については、情報システム管理委員会の審議を経て、病院長がこれを定め内容については、情報システム管理委員会の審議を経て、病院長がこれを定めること。 ・情報システム管理者は必要な場合、臨時の監査を監査責任者に命ずること。
			С	・第三者機関に監査を委託している場合、その旨を記載する	・電子保存システムの監査をXXXとの契約により毎年4回行い、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、直ちに必要な措置を講じること。
100	その他		A	・運用管理規程の公開について規程 ・運用管理規程の改定の規程	・本運用管理規程はXX年XX月より施行される。

付表2 電子保存における運用管理の実施項目例

A: 医療機関の規模を問わない B: 大/中規模病院

管理事項委号	運用管理項目	実施項目	対象		運用的対策	運用管理規程文例
① 真正性確保	真正性確保	作成者の識別及び認証		・利用者識別子、バスワードによる 識別と認証	・利用者譲別子とバスワードの発行、管理 ・バスワードの最低文字数、有効期間等の規程 ・認証の有効回数、超過上・場合の対処 ・利用者への認証操作の義務づけ ・識別子、バスワードの他人への漏えいやメモ書きの禁止 ・利用者の数 ・乳用音の教育 ・緊急時認証の手順規程	・システム管理者は、電子保存システムの利用者の登録を管理し、そのアクセス 権限を規程し、不正な利用を防止すること。 ・パスワードの最低文字数、有効期間等を別途規程すること。 ・認証の有効回数、超過した場合の対処を別途規程すること。 ・利用者は、自身の認証番号やパスワードを管理し、これを他者に利用させない ・利用者は、電子保存システムの情報の参照や入力(以下「アウセス」という。別 別して、認証番号やパスワード等によって、システムに自身を認識させること。 ・システム管理者は、電子保存システムを正しく利用させるため、利用者の教育 と訓練を行うこと。
				・ログアウト操作、自動ログアウト機 能、スクリーンセーブ後の再認証等		・利用者は、作業終了あるいは離席する際は、必ずログアウト操作を行うこと。
			A	・運用状況において作成者が自明 の場合は、技術的対策なし	・作成責任者を明記すること ・定期的な実施状況の監査	・電子保存システムにおいて保存されている情報の作成責任者はXXであること
		情報の確定手順と、作成 責任者の識別情報の記 録		・技術的に入力した情報の確定操作を行う機能	・利用者への確定操作法の周知・教育 ・代行入力の場合、責任者による確定を義務づけ	・利用者は、電子保存システムへの情報入力に際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。 ・代行入力の場合、入力権限を持つ者が最終的に確定操作を行い、入力情報に対する責任を明示すること。
			В	・技術的に情報に作成責任者の識別情報を記録する機能	・利用者への確定操作法の周知・教育	・利用者は、電子保存システムへの情報入力に際して、確定操作(入力情報が 正しい事を確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。 ・代行入力の場合、入力権限を持つ者が最終的に確定操作を行い、入力情報に 対する責任を明示すること。
			A	・運用において確定の状況が自明 の場合は、「確定」操作はなし	・「確定」を定義する状況を運用規程に明記する	・本規程が対象とする情報システムの作成データの「確定」については、付表に 記す。「付表として、各システムの操作における「確定」の定義を行う。"xx機器の yy知操作の時点"、"確定操作"等]
		更新履歴の保存	В	・技術的に更新履歴を保管し、必要 に応じて更新前の情報を参照する 機能	・利用者への確定操作法の周知・教育	・利用者は、電子保存システムへの情報入力に際して、確定操作(入力情報が 正しい事を確認する操作)を行って、入力情報に対する責任を明示すること。 ・代行入力の場合、入力情報に対する責任を行い、入力情報に対する責任を明示すること。

		代行操作の承認記録		・技術的に更新履歴を保管し、必要 に応じて更新前の情報を参照する 機能	・代行者を依頼する可能性のある担当者に、確定の任務を徹底すると同時に適宜履歴の監査を行う	・代行入力の場合、入力権限を持つ者が最終的に確定操作を行い、入力情報に 対する責任を明示すること。		
		一つの診療記録を複数 の医療従事者が共同し て作成する場合の管理	A	・複数の入力者を識別可能な機能	- 各入力者毎に操作方法の周知・教育	つの診療記録を複数者で共同して作成する場合のは、各人がログインする こと。		
		機器・ソフトウェアの品質 管理	A		・定期的な機器、ソフトウェアの動作確認	・情報システム管理者は、緊急時及び災害時の連絡、復旧体制並びに回復手順を定め、非常時においても参照できるような媒体に保存し保管すること。		
2	見読性確保	情報の所在管理	A	・技術的に情報の所在管理を行う	- 技術的管理手法に応じた運用を規程 - 整査時に情報の真正性を確認			
		見読化手段の管理	A		・見歴化手段の維持、管理(例えば、モニタの管理やネット ワークの管理) ・選用に関する利用者要件を明記	・電子保存に用いる機器及びソフトウェアを導入するに当たって、システムの機能を確認し、これらの機能が「法令に保存機器が規程されている診療録及び診機器記録の電子媒体による保存に関するガイドライン」に示されている各項目に適合するように留意すること。 ・・システムの機能要件に挙げられている機能が支障なく適用される環境を整備すること。 ・・保存機務のある情報として電子保存された情報(以下「電子保存された情報」という。)の安全性を確保し、常に利用可能な状態に置いておくこと。		
		見読目的に応じた応答 時間とスループット	A		・システム利用における見跡目的の定義と、システム管理により業務上から要請される応答時間の確保を行う	・・システム管理者は、広答時間の劣化がないように維持に努め、必要な対策をとること。		
		システム障害対策	A	・システムの冗長化 ・データのバックアップ	・システム障害時の体制を決める	・システム管理者は障害時の対応体制が最新のものであるように管理すること。 データバックアップ作業が適切に行われている事を確認する。		
3	保存性確保	ソフトウェア・機器・媒体の管理	A		・記録媒体劣化以前の情報の復写を規程 ・定期的な機器、ソフトウェアの動作確認	・記録媒体は、記録された情報が保護されるよう、別の媒体にも補助的に記録する。 ・品質の劣化が予想される記録媒体は、あらかじめ別の媒体に複写する。		
		不適切な保管・取り扱い による情報の滅失、破壊 の防止策			- 業務担当者の変更に当たっては、教育を行う	・システム管理者は新規の業務担当者には、操作前に教育を行う。		

		記録媒体、設備の劣化 による読み取り不能また は不完全な読み取りの 防止策			・記録媒体劣化以前の情報の複写を規程	・記録媒体は、記録された情報が保護されるよう、別の媒体にも補助的に記録する。 ・品質の劣化が予想される記録媒体は、あらかじめ別の媒体に複写する。
		媒体・機器・ソフトウェア の整合性不備による復 元不能の防止策	A		・システムで使用するソフトウェアの管理を規程 ・定期的なパヴィックスやウイ、力策の実施 ・機器の設置場所、入連を単二。定期点核の規程 ・媒体の保存場所、入退出管理の規程	・運用責任者は、電子保存システムで使用されるソフトウェアを、使用の前に審査を行い、情報の安全性に支煙がないことを確認すること。 連用責任者は、ネットワークで可機媒体によって情報を受け取る機器について、必要に応じてこれを認定すること。 ・運用責任者は、定期的にソフトウェアのウィルスチェックを行い、感染の防止に 等めること。 ・電子保存システムの配録媒体を含む主要機器は独立した電算機室に設置すること。 ・電算機室の出入り口は常時施錠し、運用責任者がその入退出を管理すること。 ・電算機室には無水消火装置、漏電防止装置、無停電電源装置等を備えること。 ・企業を構造をは、記録された情報が保護されるよう、別の媒体にも補助的に記録すること。 ・記録媒体は、記録された情報が保護されるよう、別の媒体に複写すること。
		情報の継続性の確保策	A		・システム変更時に継続性が確保されるような方策を検討することを規程	・機器やソフトウェアに変更があった場合においても、電子保存された情報が継 練的に使用できるよう維持すること。
		情報保護機能策	A	・ライトワンス型媒体への記録 ・パックアップ	- 媒体管理規程 - 媒体の保存場所、その場所の環境、入退出管理	電子保存システムの記録媒体を含む主要機器は独立した電算機室に設置すること。 ・電算機室の出入り口は常時施錠し、運用責任者がその入退出を管理すること。 ・電算機室には無水消火装置、漏電防止装置、無停電電源装置等を備えること。 ・設置機器は定期的に点検を行うこと。 ・記算線体は、記録された情報が保護されるよう、別の媒体にも補助的に記録すること。 ・品質の劣化が予想される記録媒体は、あらかじめ別の媒体に複写すること。
4	相互利用性確保	システムの改修に当たっ ての、データ互換性の確 保策			- 異なる施設間の場合、契約により責任範囲を明確にすること を規程 ・機準的な規約(例えば、HL7、DICOM、HELICS、IHE等)に 従った形式での情報の入出力を義務づけ	- 機器やソフトウェアに変更があった場合においても、電子保存された情報が継続的に使用できるよう維持すること。
		システム更新に当たって の、データ互換性の確保 策				
(4)	スキャナ読み取り 書類の運用	スキャナ読み取り電子情報と原本との同一性を担保する情報作成管理者の任命		・本書9章に示す精度のスキャナの 使用	・スキャナ読み取りの運用管理を規程する	-情報ジステム管理者は、業務上において情報漏えいなどのリスクが予想される ものに対し、運用管理規程の見直しを行う。また、事故発生に対しては、速やか に責任者に報告すること周知する。
		スキャナ読み取り電子情報への作業責任者の電子署名及び認証業務に関する法律に適合した電子署名		・電子署名環境の構築	・作業責任者を限定し、操作教育を行う	
		スキャナ読み取り電子情報への正確な読み取り 時刻の付加	A	・タイムスタンプ機能		

世理事項報号	運用管理項目		対象	技術的対策	運用的対策	道用管理規程文例
		管理体制の構築、受託する機関の選定、責任範囲 の明確化、契約	В		管理体制の構築、受託する機関の 評価・選定、契約	この無限は、〇〇病院(以下「年間)という以こいで、法令に保存機関が規模されている診療療及び診療機関が以下(診療死境)という)の、ネッケワークを提加してXXにお いて保管する為の性能力と管理に終する事項を定めたとのである。表現の社長は、自規以こおける管理体制(管理責任者、適用管理者、各作無実務者(外部の実施務券 批准を責任力)、XXの監査者(制定者)、左定合もまた、保管主義計でおXXへの対策を治力する。
			С		管理体制の構築、受託する機関の 評価・選定、契約	この原理は、〇〇病院(以下「当後)というにおいて、法令に保存施物が接接されている診療体験以診療施設験(以下「診療記録」というの、キッケワークを経由してXXにお いて希望するあの性能力と管理に関する事項表定のためである。管理責任者は探表とし、運用内容の管理実際および変素はムムに委託する。また、保管を受託するXX の課題、重要と基本支援するムムの発展を表対する。
① . ⑨	管理体制と責任	受託する機関への監査	A		受託する機関に対する保管記録の <u>監査規程作成、契約</u>	環際管理者は、XXにおける「診療診験」の展管内容を示す記録を整金し、正しいことを確認する。 異常の発見時には進ちに管理責任者に報告すると共に、XXと契約の責任分別に基づさ対象に選手する。また、これらの理察と数を表す。
			<u> </u>		受託する機関での管理策の承認、 実施監査規程作成、契約	運用管理者は、XXにおける長度「診療記憶」の管理策を除査し、承認する。その管理策の実施状況を必要時に整査する。異常の発見時には誰ちに管理責任者に報告する 上共に、XXに対し対処を指示し、結果を確認する。また、これらの監査記憶を表す。
		責任の明確化	A		管理責任・説明責任・結果責任の 分担を定める。	付表に各管理事項(4章-8.1.2参照)の責任分別点を定める。
		動作の監査	В	委託する機関での送信記録、受託する機関での受信記録の保持	する機関での受信記録の合致監 査	運用管理者は、XXから「診療犯機」の受信犯機を受け取り、送信した「診療犯機」との合致を確認する。また、確認した逆の作業犯機を残す。異常の発見時には進ちに管理責任者に関係すると共に、XXと契約の責任分割に高づき対象に関手する。
			С		程度)を受けること	管理責任者は、監督を委託したムムから、「XXからの「診療記録」の受賞記録、送像した「診療記録」との合款を確認した」資の報告を見け、確認後に報告内容の保管を行う。また、資表先生時には直ちに報告を受け、ムムと共に対処に選手する。
		異常時の対処	A		受託する機関との間で、異常時(異常の可能性も含む)の責任対処作 東範囲を定める	管理責任者は「診療影響」変出の危険があると判断した時には、第5に外層保存の適用を停止する。
2	外部保存契約終了時の	処理	A		保管データの破棄契約と管理者に よる確認、守禄義務契約	「独称事実として)実験となどの契約後で興には、それまでに需要を受託した全ての「診療定義」を当然に戻す(あるいは、利用不可能ながで推案する)こととし、その結果 につき当該の要素を受けるものとする。また、XXが受託期間中に異常への対応等で「診療記録」の内容にアクセスした場合、その内容についての守祉範囲は、未保書書 形実的終了後も落放である。
3	真正性確保	委託する医療機関へのな りすまし防止	A	SSL/TLSあるいは相互認 証付きVPNの使用	認証馬を使う場合は、両機関間で お互いに相手方の証明書を認証 可能な認証局を選定する事。	運用管理者は、記録による動作の監査において、委託する機器、受託する機器双方のなりすましが無い事を確認する。
	ATTEM.	受託する機関へのなりす まし防止			双方が合意すれば、特に独立した 第三者の認証局である必要性は 無い。	
		通信上で「改ざんされて いない」ことの保証	A		認証局を使う場合は、両機関間で お互いに相手方の証明書を認証 可能な認証局を遺定する事。双方 が合意すれば、特に独立した第三 者の認証局である必要性は無い。	運用管理者は、記録による動作の特理において、遺媒上の改さんの免更に努める。
		リモートログインの制限	A	ログインの記録 (正常なログインと不正な ログインが識別可能な記 録レベル、監査機関より長 い保存期間であること)	ログイン記録の監査	運用管理者は、記録による動作の確認において、不正と扱われるログインが無い事を確認する。
4	見読性確保	緊急に必要になることが 予測される診療情報の見	A	院内システムにおいて、緊 急に必要になることが予 測される診療情報を格納 するに充分な記憶容量	原本と同等の内容を院内に保持	運用管理者は、象急時における「診療犯債」のアクセスに支降が無いように、険内システムにおける記憶容量の過不足を管理する。
		緊急に必要になるとまで はいえない診療情報の見 続性の確保 ネットワークや受託する	<u> </u>	可搬媒体やバックアップ媒	外部保存委託したデータの、可撤 媒体へのコピーやバックアップを取 り、 受託する機関とは異なる場所に保	運用管理者は、XXIS委託した「診療犯簿」の、XX以外の場所にあるコピーセパックアップの存在について確認をし、アクセスが可能である事の確認をおこなう。
		機関の障害等の場合に よる見読性の確保	Α	体からもデータが読み取れる手段があることが望 受託する機関との間で、	持しておく事が望ましい。委託する 機関でも良い。	
				改ざんされることの無い データとして保存された事 を確認できる機能 ①ネットワークを介したStrage		
(5)	保存性確保	外部保存を受託する機関 での保存確認機能	A_	Commitment的機能 ②保 存記録の委託する機関へ の送信機能(1時間~1日 単位)	左記推奨家が不可のときは、同等 の事を運用で行う作業規程、ある いは、保存されているべきデータへ の読み出しで確認する	運用管理者は、記師による動作の確認において、XXにおける保存が正常である易を確認する。 哲表名は必要に応じてXXの影響を監査する。
		標準的なデータ形式及び 転送プロトコルの採用	A_	DICOM、HL7、標準コード の使用あるいはこれらへ の変換機能		

		データ形式及び転送プロ トコルのパージョン管理と 雑続性確保	A		継続性の保証契約を交わす	【技約事項として】協設とXXは互いに各自のシステム変要に当たっては、相互にデータ連貫の連載性に配慮し、変更内容が外層保存の障害にならないように協議をする。
		電気通信回線や外部保 存を受託する機関の設備 の劣化対策	A		受託する機関の設備内容を契約 時に確認する	国業者は必要に死してXXの政治を指案する。【契約李項として】XXは危害政治の劣化に着を払い、機能の信金に努かなければならない。
		電気通信回線や外部保 存を受託する機関の設備 の互換性確保	Α		受託する機関の設備内容を契約 時に確認する	置表者は必要に応じてXXの設備を整置する。【契約等項として】XXは、保管データの全てがネットワーク経由で当時から読み出せる様に、保管設備のデータ互換性を維 しなければならない。
		情報保護機能	A		受託する機関の設備内容を契約 時に確認する	関連者は必要に応じてXXの設備を監査する。【契約事項として】XXは、XXの責に得す保管データの故意または過失による破壊に構えて、回復できる機能を構えなければならない。
6	外部保存を受託する機 関内での 個人情報保護策	秘匿性の確保のための 適切な暗号化	A	メッセージの暗号化が可能な通信手段 暗号の強度は、電子署名 法に準じること		
		通信の起点・終点識別の ための認証		SSL/TLSあるいは相互認 証付きVPNの使用	可能な認証局を選定する事	運用管理者は、記録による動作の監査において、委託する機関、受託する機関及方が正当である事を確認する。
			A	暗号の強度は、電子署名 法に準じること	双方が合意すれば、特に独立した 第三者の認証局である必要性は 無い。	
Ð		外部保存を受託する機関 における個人情報保護	Α		193.7/1	置書者は必要に応じてXXを配置する。(契約事項として)のXXは当該から受けた機管委託を再要託してはならない、②XXは「診療配慮」の保管業務に従事する従業員に 別して個人情報等議の変要性」の機能を年間行う。また、その業務を無れた後も等効な守地契約を指数支票員と欠わすこと。
	個人情報保護策	外部保存を受託する機関 における診療情報へのア クセス禁止	A	アクセス制御機能とアクセ スログ機能、監査目的に 耐えるログ保存期間であ ること	委託する機関によるアクセスログ の監査	監査者は、XXII-おける保管された「指摘記録」及びアッセスログへのアッセス記録を監査する。
		外部保存を受託する機関 における障害対策時のア クセス通知	Α	アクセス制御機能とアクセ スログ機能、監査目的に 耐えるログ保存期間であ ること	アクセス許可、秘密保持に関する 契約と委託する機関によるアクセ スログの監査	【契約事項として)XXにおいては正当な理由無く、長輩した「診療配験」及びアクセスログにアクセスしてはならない。出来る限り事情に当読の許可を得ることとし、やむをない事情である。 ない事情である。 対しならない。
		外部保存を受託する機関 におけるアクセスログの 完全性とアクセス禁止	A	アクセスログファイルへの アクセス制御とアクセスロ グ機能、監査目的に耐え るログ保存期間であること	受託する機関によるアクセスログ へのアクセスの <u>監査</u>	
B)	患者への説明と同意	外部保存を行っている旨 を院内掲示等を通じて周 知し、同意を得ること	Α		外部保存を行っている旨を院内掲示等を通じて周知し、同意を得ること	管理責任者は、外部限存している事の意言への肩知が計られている事(例、掲示内容、位置)、また同意を得られなかった患者の「診療記録」の管理状況を適宜(例、I包 月別課する。
						付録 1. 管理体制・受託する機関との責任分担規程 2. XXに保管を受託する「診療記録」の定義 3. XXへの監査事項 4. XXとの契約

付録 (参考)外部機関と診療情報等を連携する場合に取り決めるべき内容

外部の機関と診療情報共有の連携等を行う場合に、連携する機関の間で取り決めるべき内容の参考として以下に記載する。

1. 組織的規約

理念、目的

管理と運営者の一覧、各役割と責任

医療機関と情報処理事業者・通信事業者等との責任分界点

免責事項、知的財産権に関する規程

メンバの規約 (メンバ資格タイプ、メンバの状況を管理する規約)、資金問題 など

2. 運用規則

管理組織構成、日常的運営レベルでの管理方法 システム停止の管理(予定されたダウンタイムの通知方法、予定外のシステムダウンの原因と解決の通知、など)、データ維持、保存、バックアップ、不具合の回復など

3. プライバシ管理

患者共通ID(もし、あるならば)の管理方法 文書のアクセスと利用の一般則 役割とアクセス権限のある文書種別の対応規約 患者同意のルール 非常時のガイド(ブレークグラス、システム停止時、等の条件) など

4. システム構造

全体構造、システム機能を構成する要素、制約事項 連携組織外部との接続性(連携外部の組織とデータ交換方法) など

5. 技術的セキュリティ

リスク分析

認証、役割管理、役割識別(パスワード規約、2要素、認証、等の識別方法) 可搬媒体のセキュリティ要件 など

6. 構成管理

ハードウェアやソフトウェアの機能更新、構成変更等の管理方法、新機能要素の追加承認方法 など

7. 監査

何時、誰が監査し、適切な行動が取られるか

8. 規約の更新周期